

政令第三百七十五号

押印を求める手続の見直しのための文部科学省関係政令の一部を改正する政令

内閣は、日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第三十七条第十一項、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）附則第八条の七第六項、国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第三十三条第七項、独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十九条第六項、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第一百五十五号）第十二条第六項及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第一百四十四号）第十九条第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

次に掲げる政令の規定中「にその」を「に、その」に、「及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければ」を「並びにその氏名又は名称及び住所を記載しなければ」に改める。

- 一 日本私立学校振興・共済事業団法施行令（平成九年政令第三百五十四号）第八条第一項
- 二 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）附則第八条第一項
- 三 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）第十四条第一項

- 四 独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）第十一条第一項
- 五 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法施行令（平成十七年政令第二百二十四号）第十一条第一項
- 六 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法施行令（平成二十八年政令第十二号）第六条第一項

附 則

この政令は、令和三年一月一日から施行する。